

新型コロナウイルス感染症に関する教養教育への対応Q&A集 (授業担当教員用)

令和2年4月8日

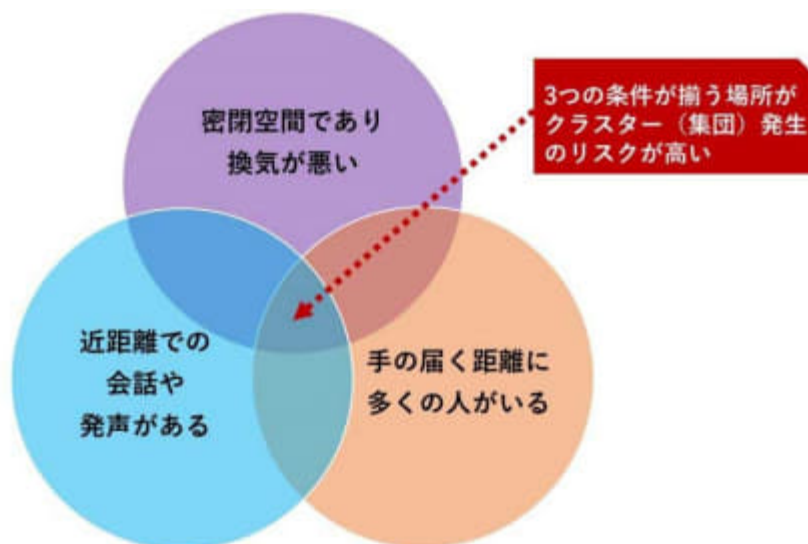
教養教育院

以下は令和2年度からの教養教育通常授業について、本学危機対策本部や厚労省、文科省発出の通知をもとに新型コロナウイルス感染症に対するQ&A集を作成しました。本学危機対策本部や厚労省、文科省発出の通知や、社会的状況により、随時更新、変更してまいります。令和2年度からの教養教育通常授業の指針ではありませんが、運営のご参考にしていただければ幸いです。

Q. 授業を行うにあたって、どのようなことに留意したらいいですか？

A. これまでに全国で集団感染が確認された場所に共通するのは、以下の3つが同時に行なわれたことが報告されています。

1. 換気の悪い密閉空間
2. 多くの人が密集していた
3. 近距離(互いに手を伸ばしたら届く距離)での会話や発声が行なわれた密閉、密集、密接を避けるような工夫が原則と思います。



【マスク着脱時の注意事項】

Q. 講義室では学生、教員はマスク着用が原則ですが、マスクの着脱時に何か気を付けることはありますか？

A. 顎や鼻が露出しているマスクのつけ方はお勧めしません。

- ・ 空気中に漂うウイルスや細菌は、顎などの肌にも付着しています。そのため、マスクを顎にずらすとマスクの内側にその病原体が付着してしまいます。再びマスクを口に装着したときに、ウイルスや細菌が口から入り、病気に感染するリスクが高

くなってしまいます。

正しいマスクの着用



【学生間の距離について】

Q. 学生同士、学生-教員間はどれくらいの距離をあけておいたらいいですか？

- A. 世界中の様々な機関が他の人との距離について言及していますが（参考資料）、本学では学生、教員はマスクを装着して、学生同士の会話を避け、授業を実施することで、会話で発生する飛沫の飛散を避ける措置をとっています。さらに学生は教員側に向くので、感染の原因となる飛沫が付着することは避けられます。3人掛けの机は2名までの着席にして距離を開けるようにしてください。

（参考資料）

<http://theconversation.com/coronavirus-why-should-we-stay-1-5-metres-away-from-each-other-134029>

<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/advice-for-public>

<https://www.jiji.com/sp/v4?id=202003coronakc0002>

Q. 3つの密「密閉、密集、密接」を避ける、とありますが、「多くの人」はどのぐらいでしょうか？本学の外国語授業には10～100人の学生が受講します。試験の時の同じように2人の学生の上に1つの椅子・机があった方が良いでしょうか。教室の前にいる教員との距離を考えると、一番前の列に学生が座らない方が良いでしょうか？

- A. 感染の原因となる飛沫の飛散をマスクで防ぎ、密閉を避けるように1時間に1回以上の換気を行った状態で授業をお願いします。密集、密接を避けるためには大人数よりは少人数のほうが確率的には感染の危険性は低くなりますが、厳密に何名以下という規定はありません。

（参考資料）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q4

【教員に関して】

Q. 発熱がある場合や外国からの帰国者にかかる就業措置は何かあるか？

- A. 3月27日に発表された本学危機対策本部からのメールを示します。
- (1) 教職員本人が発熱、咳、咽頭痛などの風邪症状のある場合や海外から帰国した場合は、（3月27日発令の別添1）「新型コロナウイルスに関する就業措置フロー」に沿って就業禁止措置を行います。
 - (2) 家族が帰国者であり、かつ発熱症状がある場合や、家族がPCR検査結果の陽性者である場合は、就業禁止（自宅待機）措置を行います。
 - (3) 上記(1)、(2)に該当する場合は、各部局総務担当係及び教養教育係に連絡してください。

※全学掲示板（別添を含む通知全文を掲載。閲覧できない方は人事課まで連絡くださ

い。)

<http://150.59.231.157/jds/gw/msgboard/msgboard/topicDetail?topicId=3333>

【休講に関して】

Q. 教職員または非常勤講師本人が新型コロナウイルスに罹患した場合、休講せざるを得ないが、休講回数分補講をしなければならないか？補講に代わる措置は何かあるか？

A. 基本的には休講回数分の補講、遠隔授業での実施、もしくは課題などの提出による代替措置により、必要な学修時間を確保するようお願いいたします。

【学生が欠席した場合の対応について】

Q. 学生が新型コロナウイルスに罹患し（疑いも含む）、授業を欠席した場合、欠席回数分補講をしなければならないか？補講に代わる措置は何かあるか？

A. 欠席扱いとはせず、欠席回数分の補講を行ってください。補講に替え、課題提出、録画した授業を視聴させる等の代替措置も考えられます。

【学内・屋内の授業・実習・演習について】

学内における講義は危機対策本部が発表する授業方法、および、文科省が発表した方法に従ってください。

Q. 講義形式はどのような形で進めたらよいか？

A. スモールグループディスカッションなどのアクティブラーニングを伴わない講義形式の授業の場合、受講する学生は以下の姿勢で受講をお勧めします。

1. マスク着用のこと
2. 講義室入室時は消毒薬で手指消毒を行う
3. 授業担当者もマスク着用する
4. 授業担当者からの一方向の伝達形式の授業を行う
5. 学生は授業担当者の方を向き、できるだけ学生間の距離は開けること
6. 授業中は小グループに分かれてのグループワークは控えてください。

【授業中に発症が疑わしい学生に関して】

Q. 授業中に疑わしい症状の学生が出た場合、どのように対処すべきか。まずは教養教育4号館の教育支援課に連絡すべきか？当該学生をどこにどのように連れて行けばよいか？

A. 学生は事前に配布した「新型コロナウイルスに関する措置（学生用）」に示す通り、発熱などの風邪症状がある心配がある場合は「キャンパスライフ健康支援センター」に相談することになっています。わからなければ、ご指示をお願いします。（資料添付）



Q. 学生が新型コロナウイルスに罹患して数回欠席する場合、配慮することになるが、3分の2以上の出席を求める現行の基準には従わなくてもよいか？

A. 欠席扱いとはせず、欠席回数分の補講や課題提出、録画した授業を視聴させる等の代替措置により、必要な学修回数を確保するようお願いいたします。

Q. 授業開始前後に何かすることはあるか？

A. 可能な限り、授業開始前後には教室近くに設置されている速乾性消毒薬で手指消毒、又は教室内の石けんなどで手洗いをお願いします。

【語学系授業に関して】

Q. 語学の授業で発音の口の形を見せるためにマスクを着用しなくてよいか？

A. 原則マスクの着用をお勧めします。教員が発音の際の口の形を見せるときのみマスクを外すか、事前に発音時の口の形をビデオ撮影し、流す方法もご検討ください。

Q. 教養教育4号館の非常勤講師控室は狭く、換気が悪い。非常勤講師などが授業まで待機するための安全な部屋を用意してもらえないか。

A. 非常勤講師控室を二カ所に分け、ご用意いたします。語学系の先生は、地域創生・国際交流会館2階の英語コミュニケーションプラザをご利用ください。語学系以外の先生は、これまでどおり4号館1階の非常勤講師控室をご利用ください。

Q. 現行の教室だと60人程度収容の教室が割り当てられていることが多い。仮に対面授業を行う場合、教室変更は許可してもらえるのか。

A. 教養教育科目は、教室収容定員ではなく、試験定員（収容定員の三分の二程度）に受講制限をしたうえで実施します。また、可能であれば教室変更をしますので、教養教育係にご相談ください。

【実験を伴う授業に関して】

Q. 実験を伴う授業での小グループで実験を行ってよいか？

A. 教員、学生ともに原則マスクの着用をお勧めします。また、可能であれば、ディスプレイの手袋の着用もお勧めします。実験開始前後に教室近くに設置されている速乾性消毒薬で手指消毒、または手洗いをお願いします。

さらに実験中はできるだけ学生同士の密着を避けてください（具体的には手を伸ばして届く程度の距離以内）。実験中は実験室の換気が可能な場合は、1時間に1回以上の換気（部屋の窓を開放する、または換気扇を常時作動させる）を行ってください。

【学修環境の対応について】

Q. 学修環境の感染防御・整備について以下の点についてどのようなことを注意したらよいか？

A. 学習環境の消毒に関して以下の点に留意してください。

・室内の換気に努める（換気扇を常時換気とする、1時間に1回以上窓やドアを開ける

等)。

- ・机、いす、ドアノブの消毒

【学外・屋外での授業・実習・演習について】

Q. 学外実習は行ってよいか？

- A. 学外実習開始の開催可能時期は明確ではありません。危機対策本部の発表に従います。

原則として、

新型コロナウイルス感染症対応の観点から、下記のいずれかに該当する場合は、学外実習担当教員の判断で、学外実習の内容を一部制限・変更することを可とする。

- ① 実習学生との接触を特に避けることが必要な場合
- ② 実習先の状況を事前に十分に把握できない場合
- ③ 当該学外実習学生の知識・技能では、適切な感染防御対応が困難と判断される場合

以下は学外実習における一般的な注意事項を掲載いたします。

- 1) 学外実習開始にあたっては、学生自身に健康観察や感染防御を徹底させる。

具体的には、

- a) 診療現場で授業を行う場合

学生へ下記2つの説明文書を配布し、さらに説明文書に記載された遵守事項を理解し遵守する旨の誓約書を学生から提出させる。

- ・新型コロナウイルス感染症に関連した診療現場での教育について（医学部共通を参考）
- ・新型コロナウイルス感染症に関連したクリニカル・クラークシップでの対応について（医学科学生通知用を参考）

- b) 診療現場で授業を行わない場合

誓約書は必要ありません。

Q. 学外実習開始時の注意事項はありますか？

- A. 毎回の学外実習開始前に学生には健康状態（発熱、咳嗽、全身倦怠感）を授業担当教員へ報告させる。この報告状況をもって学生の自己管理の評価指標とし、報告を怠る学生に対しては、学外実習の中止を含めて厳しく指導する。

Q. 海外渡航歴がある学生（特に学外実習開始前2週間以内）に対する学外実習履修の可否について

- A. 授業担当教員が学外実習受入施設、または教養教育係と事前に相談してください。授業開講時のオリエンテーションで未提出者がいないか再度学生に周知をお願いいたします。

Q. 学外実習開始時に何かすることはありますか？

- A. 可能な限り、学外実習開始前後には近くに設置されている速乾性消毒薬で手指消毒を

お願いします。

Q. 学生が学外実習に臨む際の装備はありますか？

- A. 学外実習で学生が使用するサージカルマスクは学生個人が準備して、装着することをお勧めします。

Q. ウェルネスの屋外で行う授業は問題ないでしょうか？

- A. 屋外でのスポーツは問題ないですが、フィジカルコンタクトを伴う授業は避けていただきたい。

たとえば、クラスをいくつかのグループに分けて、フィジカルコンタクトを伴わないメニューをサーキットで行う方法はいかがでしょうか。（屋内での授業に関しては【**学内・屋内の授業・実習・演習について**】を参照してください）

Q. 団体スポーツと個人スポーツでの対応は同様と考えるべきでしょうか？

- A. 同様です。フィジカルコンタクトを伴うスポーツは避けてください。また、学生同士や学生—教員が密接した状態で、大声を発したり、発語は避けるようにしてください。

Q. 共通の器具を使用する際は消毒などの処置をすべきでしょうか？

- A. 授業で使用する器具は共有しないことが望ましいです。
共有する場合は、その都度アルコールスプレーで消毒をすることが望ましいです。
また、授業終了後は使用した器具類はアルコールスプレーで消毒をすることをお勧めします。

【遠隔授業を実施したい】

Q. 遠隔授業を行う場合の届け出は必要ですか？

- A. 大学設置基準において、遠隔授業の方法により修得する単位数については、卒業の要件として修得すべき単位のうち60単位を上限とすることが定められており、「メディア授業科目」としての申請が必要です。ただし、授業の一部を遠隔授業で実施する場合（本学においては、授業時間の2分の1以内）はメディア授業科目として見做さず、前述の単位上限にも含まれません。

教養教育科目では、遠隔授業の回数にかかわらず、実施を予定している場合は教養教育係に申請書を提出してください。遠隔授業を実施することにより、受講計画等のシラバスの内容が変更になる場合は、受講生に変更後のシラバスをご提示いただくとともに、教育支援課教養教育係にも一部提出をお願いします。

- ① 全ての授業もしくは授業回数の2分の1以上を遠隔で行う場合
→「メディア授業科目申請書」
- ② 授業の一部を遠隔で行う場合（授業回数の2分の1以内）
→「教養教育科目における遠隔授業等実施申請書」

授業実施後は、「教養教育遠隔授業等実施報告書」を提出してください。

Q. 全学生が遠隔授業を受講できますか？

A. 自宅に高速通信環境が整っているか学生に調査したところ、約1割の学生は高速通信環境を持っていないことがわかっています。これらの学生に対しても十分配慮を行った上で実施するようにお願いします。

- ・遠隔授業をライブで行う場合は、原則同じ曜日講時で行うこととします。授業内容を録画し、後日配信する等のご検討をお願いします。
- ・出席確認については、期間を長くとするなどの配慮をお願いいたします。

Q. 遠隔授業の場合の出欠確認は必要ですか？

A. 今年度から高等教育の修学支援新制度における授業料等減免及び給付型奨学金支給の要件の一つとして、「授業の出席率」が求められることとなり、令和2年1月15日開催の大学教育委員会及び令和2年1月20日開催の学生委員会において、本学における全ての授業の出欠を適切に管理し、把握することが決定されました。

遠隔で授業を実施する場合においても、課題等を提出させる等の対応により毎回の出欠の確認は必ず行ってください。また、教務システムから毎回の出欠状況をご入力いただくようお願いします。教務システムへの入力が難しい場合は、全授業終了後、授業実施回数及び受講生毎の出席回数が分かる記録を紙ベースもしくはデータで教育支援課教養教育係までご提出ください。出欠状況の記録・提出にあたり、出席簿（紙ベース、エクセル様式）が必要な場合はお申し出ください。